

(5) 危険面積・要改築面積

危険面積は耐力度点数が、木造5, 500点以下・非木造4, 500点以下の面積である。

ただし、非木造建物のうち、平成19年度までに実施した耐力度調査の結果が5, 000点以下になったものは、危険建物として取り扱うこととされている。

数値は、鉄筋換算後のものである。

※鉄筋換算とは、保有面積のうち鉄筋コンクリート造以外の構造に係る部分があるときに、当該部分の面積に1.020を乗じて保有面積を補正することである。

校舎及び屋内運動場の危険面積及び要改築面積は、表6のとおりである。

表6 危険面積・要改築面積の推移

① 校 舎

年 度		25	26	27	28	29	30	1	(%・m ²)
区 分									
小学校	危険面積	(1.5) 0.2 2,752	(1.6) 0.4 6,631	(1.5) 0.4 6,631	(1.3) 0.0 0	(0.6) 0.0 0	(0.6) 0.0 0	(-) 0.0 0	(-)
	要改築面積	(1.3) 0.2 2,752	(1.4) 0.4 6,631	(1.3) 0.4 6,420	(1.1) 0.0 0	(0.5) 0.0 0	(0.5) 0.0 0	(-) 0.0 0	(-)
	危険面積	(1.9) 0.4 3,522	(1.8) 1.0 9,039	(1.7) 1.2 10,648	(1.5) 0.9 7,494	(0.8) 0.7 5,699	(0.8) 0.7 5,699	(-) 0.0 0	(-)
	要改築面積	(1.5) 0.2 2,301	(1.5) 0.7 5,870	(1.3) 0.7 5,702	(1.3) 0.03 259	(0.5) 0.0 0	(0.6) 0.0 0	(-) 0.0 0	(-)

② 屋内運動場

年 度		25	26	27	28	29	30	1	(%・m ²)
区 分									
小学校	危険面積	(0.8) 1.2 3,655	(0.8) 0.8 2,499	(0.7) 0.9 2,752	(0.6) 0.5 1,523	(0.5) 0.0 0	(0.5) 0.0 0	(-) 0.0 0	(-)
	要改築面積	(0.7) 0.4 1,300	(0.7) 0.8 2,499	(0.6) 0.7 2,123	(0.5) 0.3 896	(0.5) 0.0 0	(0.4) 0.0 0	(-) 0.0 0	(-)
	危険面積	(1.1) 0.0 0	(1.0) 0.5 1,002	(0.9) 0.0 0	(0.8) 0.3 682	(0.6) 0.5 929	(0.6) 0.5 929	(-) 0.0 0	(-)
	要改築面積	(0.9) 0.0 0	(0.9) 0.5 1,002	(0.8) 0.0 0	(0.5) 0.3 682	(0.5) 0.5 929	(0.4) 0.5 929	(-) 0.0 0	(-)

(注) 1. 中段の数値は、保有面積に対する危険・要改築面積の割合であり、上段()数値は全国の比率である。(令和元年度は12月末時点未発表のため掲載していない)

2. 要改築面積とは、危険面積のうち、改築の国庫補助対象となる面積である。